

森林に太陽光発電設備を設置する場合の許可が必要となる開発面積の基準が変わったと聞いたけど、ホント？

ホントです。

令和5年4月より、森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その**面積が0.5haを超える**ものは、**都道府県知事の許可が必要**になります^{※2}。



📣 林地開発許可制度が変わります!!

○ 森林^{※1}を開発して太陽光発電設備を設置する場合、

これまで

開発面積が1haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要でした。

令和5年4月より

開発面積が0.5haを超える場合、都道府県知事による林地開発許可が必要となります^{※2}。

※1 都道府県知事がたてる地域森林計画の対象となっている私有林で、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除きます。
 ※2 ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置に必要な測量・設計等の準備行為を終えた上で、既に土地の開発行為に着手している場合は、林地開発許可の取得は不要です。

○ 林地開発許可を取得せずに開発を行った場合には、森林法に基づき、監督処分や罰則が科されます。

林地開発許可の内容や手続きのお問い合わせについて ※ 下線のある市町村は、森林区域（地域森林計画対象私有林）を有する市町村を表しています。

事務所 及び 連絡先	担当区域
大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 茨木市中穂積1-3-43(三島府民センタービル内) 電話:(072)627-1121(代)	豊中市・池田市・吹田市・高槻市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・能勢町
大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課 八尾市荘内町2-1-36(中河内府民センタービル内) 電話:(072)994-1515(代)	大阪市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・柏原市・門真市・東大阪市・四條畷市・交野市
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 富田林市寿町2-6-1(南河内府民センタービル内) 電話:(0721)25-1131(代)	富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村
大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課 岸和田市野田町3-13-2(泉南府民センタービル内) 電話:(072)439-3601(代)	堺市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町・忠岡町・田尻町
大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ 大阪市住之江区南港北1-14-16(咲洲庁舎22階) 電話:(06)6941-0351(代)	



Q & A

Q：令和5年3月31日までに、立木の伐採に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：開発行為に着手しているとは、土地の形質変更の行為に着手している場合をいい、立木伐採は含まれません。

Q：令和5年3月31日までに、少しでも土地の形質変更の行為に着手していれば、開発行為に着手しているとみなされるのですか？

A：土地の形質変更に着手している場合でも、その行為が一時的なものに過ぎず、測量や設計等の準備行為を踏まえたものでない場合は、開発行為に着手しているとはみなされません。

一方、上記準備行為を踏まえた上で着手している土地の形質変更であれば、その多寡にかかわらず、開発行為に着手しているとみなされます。

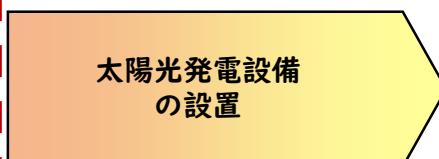
Q：開発行為の着手の日はどのように確認されるのですか？

A：基本的には、開発行為者の申告内容（伐採届に記載の着手日、他の法令や条例等に基づく着工届等）により確認を行います。

ただし、申告に基づく着手日に疑義がある場合は、都道府県職員により事業計画や現地の確認等をさせていただくことがあります。

ケース1

太陽光発電設備
(開発面積が1ha以下)



林地開発許可
対象外

ケース2

太陽光発電設備
(開発面積が0.5ha超
1ha以下)



林地開発許可
が必要

令和5年4月1日

Q：太陽光発電設備（0.3ha）、資材置場（0.6ha）の合計0.9haの開発を計画しているのですが、林地開発許可は必要ですか？

A：資材置場が、太陽光発電設備を設置するために整備するものである場合には、双方の開発を合わせた0.9haが太陽光発電設備に関する開発行為とみなされ、林地開発許可が必要となります。

一方、0.6haの開発の目的が太陽光発電設備の設置と関係のない場合には、双方の開発は共に許可を要する規模に満たないため、林地開発許可の対象外となります。

